

仕 様 書

- 1 件 名 防災備蓄倉庫調査点検等業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和3年（2021年）3月31日まで
- 3 履行場所 市内36か所の防災備蓄倉庫
（小・中学校、柿木公民館、記念体育館、獨協大学、ダイキン）
- 4 委託内容 6の実施要領に基づき、防災備蓄倉庫内のガソリン発電機（以下「発電機」という。）の点検等を実施する。また、防災備蓄倉庫内の備蓄品を回収し、市が指定する場所まで運搬する。
- 5 支払方法 業務完了後一括払
- 6 実施要領

(1) 主な業務内容

- ① 市内36か所の防災備蓄倉庫内のガソリン発電機（71台）の調査点検
 - ア 発電機のオイル及び燃料点検
 - イ 始動点検（点検分の燃料補充及び電圧測定を含む）
 - ウ 始動しない発電機の簡易補修（部品交換及び清掃等）
- ② 市内32か所の防災備蓄倉庫内にある備蓄品を回収し、アコス地下駐車場の市が指定する場所へ運搬すること。備蓄品の回収数量にあつては、別紙1を参照すること。

(2) 作業時の注意点

- ① 受注者は、調査点検を行う前日までに各施設に連絡を行うこと。
- ② 調査点検当日は、車両の停車位置及び作業内容等を各施設に説明してから作業を実施すること。
- ③ 機器の取扱説明書をよく読み、正しい取扱方法を習熟すること。
- ④ 建物及び設置物から1m以上離隔を取り、周囲に油脂類等の危険物及び燃えやすいものが無い場所で作業を実施すること。また、風通しが良く、換気が十分確保でき、平坦な場所で行うこと。
- ⑤ 点検や清掃を実施するときは、必ず発電機のエンジンを停止すること。
- ⑥ ガソリンは引火しやすく、爆発するおそれがあることから絶対に火気を近づけないこと。
- ⑦ 始動中及び停止直後は、高い熱を持つため、エンジン部及びマフラー部には絶対に触れないこと。
- ⑧ 発電機が始動しない場合は、原因と思われる箇所（点火プラグ、エンジンオイルろ過部等）の部品交換及び清掃等を実施すること。当該対応によっても始動しない場合は、状況を記録し、報告するとともに、機器に「作動不良」を貼り紙すること。
- ⑨ 点検後は、燃料タンク及びキャブレーター内の燃料を抜き取ること。
- ⑩ 作業完了後は、道具の片付け及び必要な清掃等を実施すること。また、各施設に作業完了を連絡すること。
- ⑪ 点検等作業中は、倉庫内を換気すること。また、床は掃き清掃を実施すること。
- ⑫ 作業は、原則として、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとする。ただし、倉庫を設置している施設の管理者（以下「施設管理者」という。）から指示等がある場合は、この限りではない。

7 業務の実施責任

受注者の実施した業務に不備が発見された場合や、仕様書に定める仕様、契約内容に適合しないことが判明した場合は、受注者は、直ちにこれを補完するものとする。ただし、受注者の責めに帰さないときは、この限りではない。

8 事故等の責任等

受注者は、搬出作業中に受注者の責めに帰すべき要因による事故・傷が発生した場合、直ちに市にその内容を報告し、適切な措置を講ずるとともに、受注者の責任において対応・復旧すること。

9 提出書類（各様式は市から提供する）

(1) 委託業務開始時

- ① 着手届
- ② 現場責任者届
- ③ 作業従事者名簿

(2) 実際に調査点検等を実施する14日前まで

- ① 委託工程表

(3) 委託業務完了時

- ① 委託業務完了通知書
- ② 委託業務完了検査願

10 その他

- (1) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- (2) 草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

11 問合せ先

草加市危機管理課 千葉

電話048（922）0614（直通）

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(その他)

第11条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

		回収備蓄品及び個数						点検台数	
	履行場所	ロールマット	単位	救助セット	単位	組み立て トイレハウス	単位	ガソリン 発電機	単位
1	草加中学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
2	栄中学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
3	谷塚中学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
4	川柳中学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
5	新栄中学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
6	瀬崎中学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
7	花栗中学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
8	両新田中学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
9	新田中学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
10	青柳中学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
11	松江中学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
12	草加小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
13	高砂小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
14	新田小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
15	谷塚小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
16	栄小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
17	川柳小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
18	瀬崎小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
19	西町小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
20	新里小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
21	花栗南小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
22	八幡小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
23	新栄小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
24	清門小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
25	稲荷小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
26	氷川小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
27	八幡北小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
28	長栄小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
29	青柳小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
30	小山小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
31	両新田小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
32	松原小学校	10	本	3	箱	4	個	2	台
33	柿木公民館		本		箱		個	1	台
34	記念体育館		本		箱		個	2	台
35	獨協大学		本		箱		個	2	台
36	ダイキン		本		箱		個	2	台
合 計		320	本	96	箱	128	個	71	台